

平成 2 8 年

上尾市議会 3 月定例会議案

条 例 案 資 料

条 例 案 資 料 名

議案第 1 4 号	「上尾市行政不服審査会条例の制定について」要旨	1
議案第 1 5 号	「上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例 の一部を改正する条例の制定について」要旨.....	3
議案第 1 6 号	「上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部 を改正する条例の制定について」要旨.....	4
議案第 2 3 号	「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について」要旨.....	6
議案第 2 4 号	「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について」要旨.....	1 0
議案第 3 1 号	「上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一 部を改正する条例の制定について」要旨.....	1 1
議案第 3 2 号	「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について」要旨.....	1 2
議案第 3 3 号	「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について」要旨.....	1 4
議案第 3 5 号	「上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関 する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	1 5
議案第 3 7 号	「上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について」要旨.....	1 8

議案第14号

「上尾市行政不服審査会条例の制定について」要旨

1 趣 旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、上尾市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるための条例の制定

2 内 容

(1) 行政不服審査制度の見直しのポイント

ア 審理員制度の導入

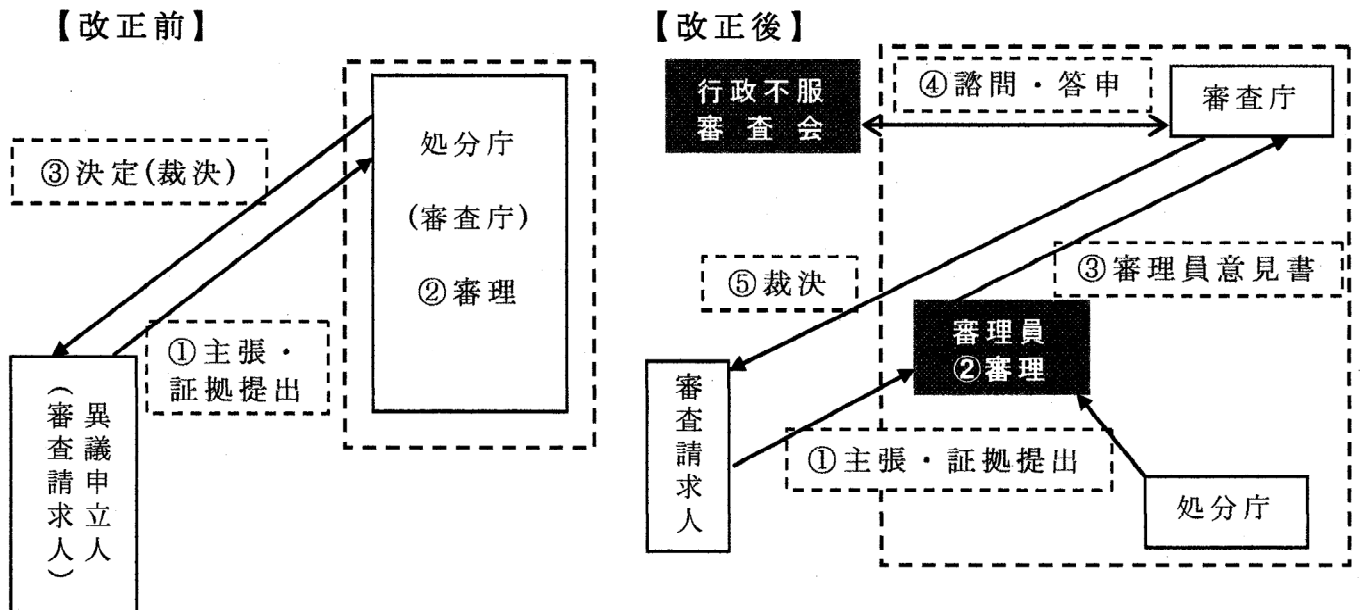
審査請求の審理手続における公正性及び透明性を高めるため、処分に関与しない職員（審理員）が、審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理し、審査庁に対して裁決に関する審理員意見書を提出することとされた。

イ 行政不服審査会への諮問手続の導入

より客観的かつ公正な判断が得られるよう、条例で設置する附属機関（行政不服審査会）に諮問することにより審査庁の判断をチェックすることとされた。

ウ 不服申立て手続の審査請求への一元化

「異議申立て」が廃止され、「審査請求」に一元化された。



(2) 上尾市行政不服審査会の設置

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき附属機関として上尾市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置し、同条第4項の規定に基づきその組織及び運営に関し必要な事項を条例で定める。

ア 組織（第2条第1項関係）

審査会は、委員3人をもって組織することを定める。

イ 委員の要件（第2条第2項関係）

委員は、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱することを定める。

ウ 委員の任期（第3条第1項関係）

委員の任期は、2年とすることを定める。

エ 守秘義務（第6条関係）

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないことを定める。

オ 報酬（附則第2項関係）

会長 日額16,000円 委員 日額15,000円

3 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）

議案第15号

「上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について」要旨

1 趣 旨

行政文書の公開決定等及び保有個人情報の開示決定等に対する審査請求
について、審理員による審理手続に関する行政不服審査法の規定は適用し
ないことなどを定めるための改正

2 内 容

- (1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（上尾市情報公開条例
第20条及び上尾市個人情報保護条例第30条関係）

行政文書の公開決定等並びに保有個人情報の開示決定等及び訂正決定
等に対する審査請求については、上尾市行政不服審査会の設置後も引き
続き上尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に
諮問し審査会において調査審議するため、審理員による審理手続を行わ
ないこととする。

そのため、審理員による審理手続に関する行政不服審査法の規定は適
用しない旨をそれぞれの条例に規定する。

- (2) 不作為に係る審査請求を審査会の諮問対象に追加（上尾市情報公開条
例第21条第1項及び上尾市個人情報保護条例第31条第1項関係）

改正後の行政不服審査法の規定に鑑み、公開請求に係る不作為及び開
示請求又は訂正請求等に係る不作為について審査請求があったときにも、
審査会に諮問することを定める。

- (3) 諮問手続の整備（上尾市情報公開条例第21条第2項及び上尾市個人
情報保護条例第31条第2項関係）

実施機関は審査請求について審査会に諮問するときは、弁明書の写し
を添えてしなければならないことを定める。

3 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）

議案第16号

「上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の 制定について」要旨

1 趣 旨

行政不服審査法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の規定に準じて、上尾市情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の手続に関する規定を整備するための改正

2 内 容

行政文書の公開決定等並びに保有個人情報の開示決定等及び訂正決定等に対する審査請求については、引き続き上尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するが、審査会における調査審議の手続に関しては、行政不服審査法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法に規定されている調査審議の手続と同様なものとしたので、次のとおり規定の整備を行う。

(1) 意見の陳述（第7条関係）

審査会において審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えること及び補佐人とともに出頭することができることを定める。

(2) 意見書等の提出（第8条関係）

審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定める。

(3) 委員による調査手続（第9条関係）

審査会は、その指名する委員に、審査会が提示を求めた行政文書又は保有個人情報を閲覧させ、審査に必要な調査をさせ、又は意見陳述の聴取を行わせることができることを定める。

(4) 提出資料の写しの送付等（第10条関係）

ア 審査会に提出された意見書又は資料を、それらを提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することを定める。

イ 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資

料の閲覧を求めることができることを定める。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第23号

「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定等を行うための改正

2 内 容

(1) 上尾市職員の給与に関する条例の一部改正関係<第1条関係>

① 給料表の改定（第3条及び別表関係）

初任給を中心に若年層に重点を置いた給料月額の上上げを行い、平成27年4月分の給料に遡及して適用するもの

【平均改定率】0.38%

【平均改定額】月額1,045円

② 地域手当支給割合の上上げ（第9条の2関係）

地域手当の支給割合を4%から5%に引き上げ、平成27年4月分の手当に遡及して適用するもの

③ 勤勉手当の支給割合の上上げ（第16条の5関係）

勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を4.10月分から4.20月分とするもの

再任用職員等については、勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を2.15月分から2.20月分とするもの

※ 「再任用職員等」とは、再任用職員及び特定業務等従事任期付職員をいう。

※ 平成27年12月分の勤勉手当に遡及して適用する。

ア 再任用職員等以外

12月期 0.75月分 → 0.85月分

イ 再任用職員等

12月期 0.35月分 → 0.40月分

(2) 上尾市職員の給与に関する条例の一部改正関係<第2条関係>

① 等級別基準職務表の新設（第3条の2及び別表第2関係）

改正地方公務員法の施行に伴い、職務給の原則を徹底するため、給料表に定める職務の級に応じた標準的な職務の内容を条例で定めるもの

② 地域手当支給割合の引上げ（第9条の2関係）

地域手当の支給割合を5%から6%に引き上げるもの

③ 勤務1時間当たりの給与額の算出規定の改正（第15条関係）

国民の祝日に関する法律の改正による「山の日」の創設を踏まえ、実労働日数の変動に応じた算出規定に改めるもの

④ 勤勉手当の支給割合の引上げ分の均等配分（第16条の5関係）

(1)の③において引き上げた勤勉手当の支給割合0.10月分（再任用職員等については、0.05月分）を、平成28年度以降の支給においては6月期及び12月期に均等に配分するもの

ア 再任用職員等以外

6月期 0.75月分 → 0.80月分

12月期 0.85月分 → 0.80月分

合計 1.60月分 → 1.60月分（増減なし）

イ 再任用職員等

6月期 0.35月分 → 0.375月分

12月期 0.40月分 → 0.375月分

合計 0.75月分 → 0.75月分（増減なし）

支給月数

（単位：月分）

		平成27年度 （現行）	平成27年度 （改定後）	平成28年度 以降
勤勉 手当	6月期	0.75 (0.35)	0.75 (0.35)	0.8 (0.375)
	12月期	0.75 (0.35)	0.85 (0.40)	0.8 (0.375)
	合計	1.5 (0.7)	1.6 (0.75)	1.6 (0.75)
期末手当及び 勤勉手当の合計		4.1 (2.15)	4.2 (2.2)	4.2 (2.2)

※ 表中の（ ）内の数値は、再任用職員等に係る支給月数を表す。

(3) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<第3条関係>

① 特定任期付職員に対する給料表の改定（第7条第1項の表関係）

特定任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成27年4月分の給料に遡及して適用するもの

号給	給料月額（円） （現行）	給料月額（円） （改定後）
1	370,000	371,000
2	418,000	419,000
3	470,000	471,000
4	531,000	532,000
5	606,000	607,000

② 特定業務等従事任期付職員に対する給料表の改定（第8条第1項の表関係）

特定業務等従事任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成27年4月分の給料に遡及して適用するもの

職務の級	給料月額（円） （現行）	給料月額（円） （改定後）
1級	163,600	166,100
2級	212,900	214,000
3級	252,900	254,000

③ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ（第10条関係）

期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末手当の年間の支給月数を3.10月分から3.15月分とするもの

1.2月期 1.55月分 → 1.60月分

※ 平成27年12月分の期末手当に遡及して適用する。

(4) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例<第4条関係>

(3)の③において引き上げた期末手当の支給割合0.05月分を、平成28年度以降の支給においては6月期及び12月期に均等に配分するもの

6月期 1.55月分 → 1.575月分

12月期 1.60月分 → 1.575月分

合計 3.15月分 → 3.15月分 (増減なし)

3 施行期日

2の(1)及び(3)については公布の日、2の(2)及び(4)については平成28年4月1日

議案第24号

「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるための改正

2 内 容

期末手当の年間の支給月数を4.10月分から4.20月分に引き上げ、平成27年12月分の期末手当に遡及して適用する。

(1) 平成27年12月期の期末手当の支給割合の引上げ（第1条関係）

12月期 2.125月分 → 2.225月分

(2) 平成28年度以降の期末手当の支給割合の変更（第2条関係）

6月期 1.975月分 → 2.025月分

12月期 2.225月分 → 2.175月分

期末手当の支給月数

(単位：月分)

	平成27年度 (現行)	平成27年度 (改定後)	平成28年度 以降
6月期	1.975	1.975	2.025
12月期	2.125	2.225	2.175
年間支給月数	4.10	4.20	4.20

3 施行期日

2の(1)については公布の日、2の(2)については平成28年4月1日

議案第 3 1 号

「上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を改正する条例の
制定について」要旨

1 趣 旨

児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う施設として上尾市つくし学園分室を設置するための改正

2 内 容

- (1) 名称 上尾市つくし学園分室
- (2) 位置 上尾市本町四丁目 1 3 番 1 号
- (3) 業務 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの児童発達支援を行う。
- (4) 通園定員 1 0 人
- (5) 休業日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (6) 開所時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
- (7) 通園することができる児童 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けている保護者の児童(小学校就学の始期に達するまでの児童に限る。)
- (8) 利用者負担額 現行の条例の別表の規定により算定する額
- (9) 職員 管理者その他必要な職員を置く。

3 施行期日

平成 2 8 年 5 月 1 日

議案第32号

「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

利用定員が18人以下の通所介護事業所を地域密着型通所介護事業所と位置付け、その事業所の指定等に関する事務は市が行うと介護保険法に定められたことに伴い、地域密着型通所介護の事業の人員等に関する基準を定めるための改正

2 内 容

次に掲げる2つの地域密着型サービス（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）の人員、設備及び運営に関する基準については、改正後の厚生労働省令に定める基準と同様の基準とする改正を行う。

(1) 地域密着型通所介護

ア 小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域包括ケアシステムをはじめとする地域との連携を図る必要があることから、平成28年4月1日から当該事業所の指定等に関する事務は、県から市へと移行する。

これに伴い、地域密着型通所介護の事業に関し、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を本条例に追加する。その内容については厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする。（第3章の2関係）

イ 地域密着型通所介護事業の指定事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しなければならないこと等を定める。（第59条の17関係）

ウ 利用定員9人以下である療養通所介護事業所についても、その指定等に関する事務が市に移行することから、当該事業の基本方針や人員等に関する基準を本条例に追加する。（第3章の2第5節関係）

(2) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護事業の場合においても、その指定事業者は上記(1)のイに規定する運営推進会議を設置しなければならないこと等を定めるため、準用規定に関し必要な規定の整備を行う。(第80条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第33号

「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

介護予防認知症対応型通所介護事業の指定事業者は運営推進会議を設置しなければならないことを当該事業の運営に関する基準に加えるための改正

2 内 容

地域密着型介護予防サービスの一つである介護予防認知症対応型通所介護の事業の指定事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しなければならないこと等を、「事業の運営に関する基準」に加える。

なお、運営推進会議の設置については、厚生労働省令において、市町村が運営に関する基準として定めるものとされている。(第39条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第35号

「上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

上平塚地区及び大谷北部第二地区のそれぞれの地区整備計画区域における建築物の用途等に関する制限を変更するための改正

2 内 容

- (1) 上平塚地区地区計画区域に隣接する区域において、大規模な工場が撤退し、その跡地に住宅等が立地したことから、良好な住環境の形成を図るため、その隣接する区域を上平塚地区地区計画区域に編入する上尾都市計画地区計画の変更を行う。

これに伴い、その編入する区域（次ページの別図1を参照）を既存のA地区の一部及び新設するC地区とし、新設するC地区における「建築物の用途等に関する制限」を別図1の下の表のとおり定める。

また、別図1のB地区においては、用途の制限の対象となる建築物（施設）を別図1の下の表記載のとおり追加する。

- (2) 大谷北部第二地区地区計画における地区区分を17ページの別図2のとおり変更するため、上尾都市計画地区計画の変更を行う。

これに伴い、大谷北部第二地区の各地区における「建築物の用途等に関する制限」の内容を地区計画の変更後の地区区分に沿ったものに改める。

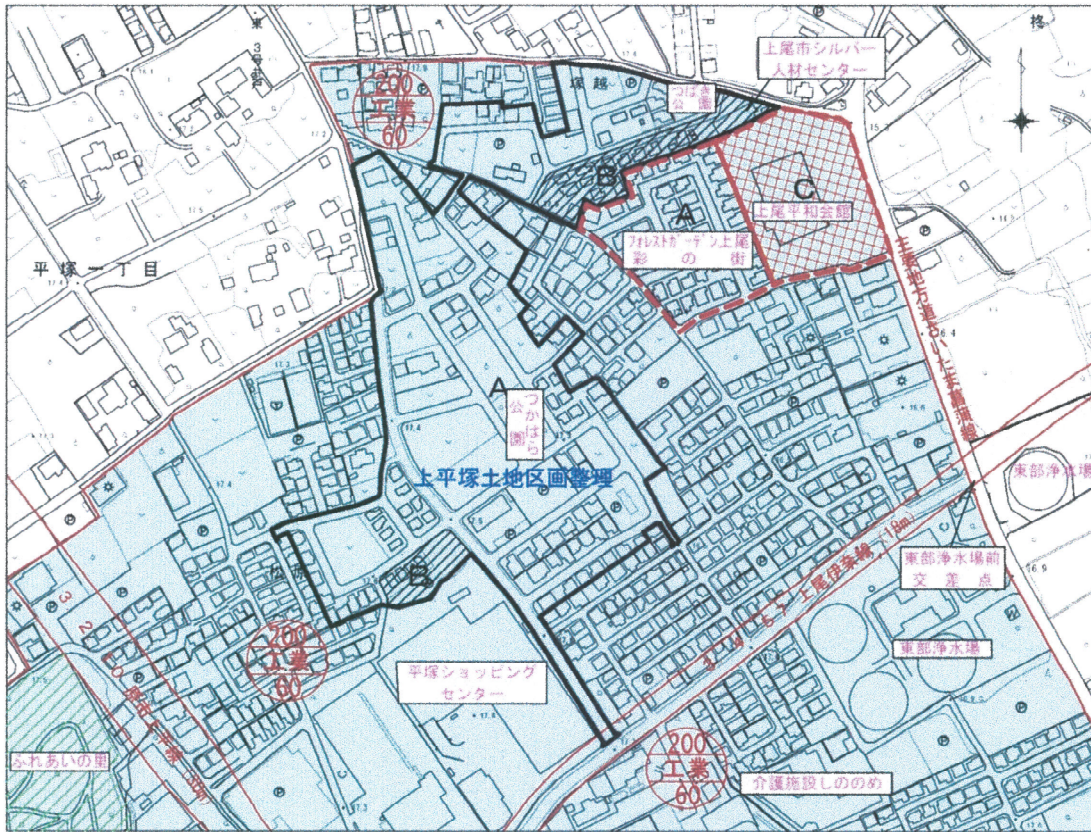
改正後の「建築物の用途等に関する制限」については、別図2の下の表のとおり。

3 施行期日

上平塚地区地区計画及び大谷北部第二地区地区計画を変更するため上尾都市計画地区計画を変更する告示が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(1) 上平塚地区 地区区分図

別 図 1



【凡例】

- 現在の地区計画区域
- 拡大（編入）予定区域
- 新設される地区区分（C地区）の区域
- A、B、C 地区区分

【制限内容】

地区区分	建築物及び製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の最高の高さ及び各部分の高さ
A地区	500㎡を超える店舗・飲食店・事務所等、遊戯施設、運動施設、工場、危険物の貯蔵・処理を行う施設	100㎡	敷地境界線※2から50cm後退	最高の高さ 12m 道路斜線 1:1.25
B地区	危険性や環境を悪化させるおそれがある工場、危険物の貯蔵・処理を行う量が多い施設、 <u>ペット火葬場</u> <u>遺体を保管する施設（葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設※3等）</u>			
(新設) C地区	<u>500㎡を超える店舗・飲食店・事務所等、遊戯施設、運動施設、工場、危険物の貯蔵・処理を行う施設</u>	120㎡	<u>敷地境界線※2から50cm後退</u> <u>※敷地面積が500㎡以上の場合は1m後退</u>	<u>最高の高さ 14m</u> <u>道路斜線 1:1.25</u>

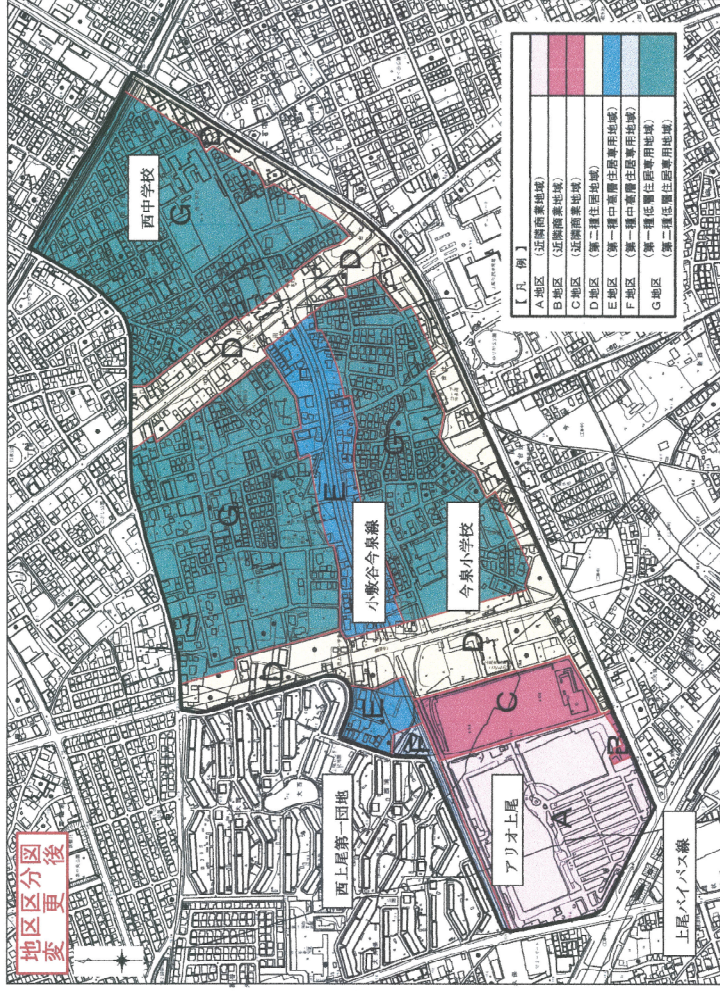
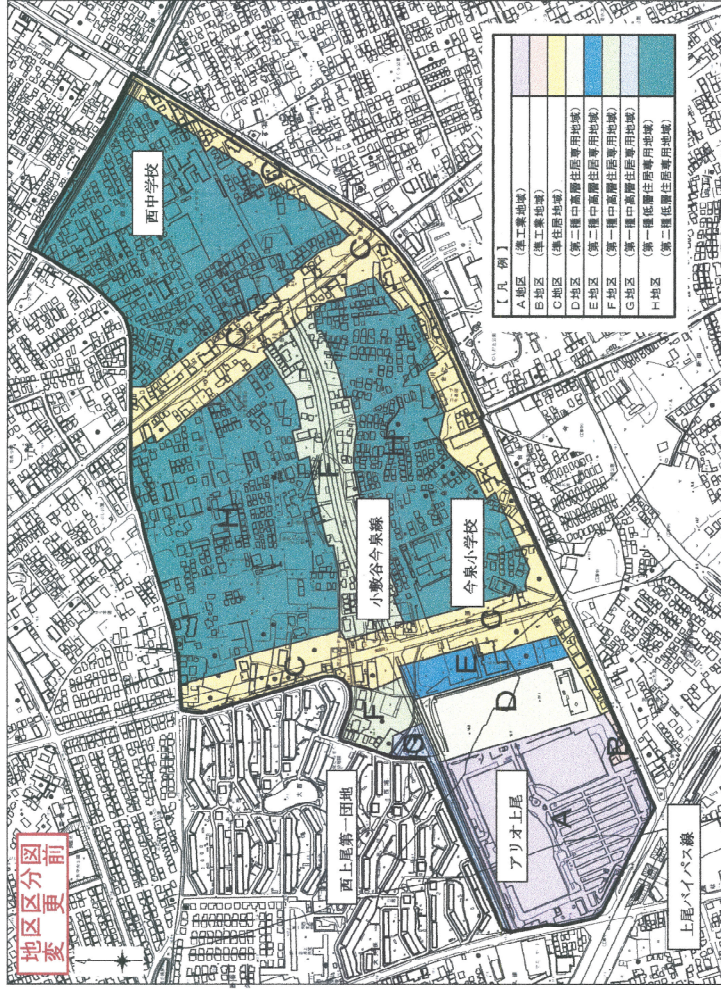
下線部分が新たに追加される内容

※1 A地区からC地区までの用途地域は、全て工業地域である。

※2 敷地境界線とは、道路の境界線及び隣地境界線をいう。

※3 エンバーミング施設とは、薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。

(2) 大谷北部第二地区 地区区分図



【制限内容】

用途地域	地区区分	建築物及び製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の最高の高さ及び各部分の高さ
近隣商業地域	A	ホテル、旅館、遊戯施設等、危険性や環境を悪化させるおそれがある工場、危険物の貯蔵・処理を行う施設等 <u>ペット火葬場</u> <u>遺体を保管する施設（遺体保管所、エンバーミング施設※2等）</u>	10000㎡	区域の外周道路境界及び敷地の境界線から10m	—
	B		120㎡	敷地境界線※1から50cm	—
	C		500㎡	区域の外周道路境界から5mかつ <u>その他の敷地境界線※1から1m</u>	—
第二種住居地域	D	ホテル、旅館、 <u>ペット火葬場</u> <u>遺体を保管する施設（遺体保管所、エンバーミング施設※2等）</u>	120㎡	敷地境界線※1から50cm	—
	E	—	120㎡	敷地境界線※1から50cm	16m 北側斜線
第一種中高層住居専用地域	F	—	—	敷地境界線※1から50cm	—
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	G	—	100㎡	敷地境界線※1から50cm	—

※1敷地境界線とは、道路の境界線及び隣地境界線をいう。

※2エンバーミング施設とは、葉葬を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。

下線部分が新たに追加される内容

議案第37号

「上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

総務省令の一部改正に伴い、対象火気設備及び器具に係る離隔距離（当該設備・器具と壁などの可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）に関する規定を整備するための改正

2 内 容

- (1) ガスグリドル付こんろに係る離隔距離の基準の追加（別表第3 厨房設備の項及び調理用器具の項関係）

ガスグリドル付こんろに係る離隔距離の基準を追加し、その距離は、こんろ及びガスグリル付こんろと同様の距離とすることとする。

※ グリドル 直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器をいう。

※ グリル 直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器）をいう。

- (2) 最大入力値が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器（IHこんろ）に係る離隔距離の基準の追加（別表第3 電気調理用機器の項関係）

最大入力値が5.8キロワット、1口当たりの最大入力値が3.3キロワットである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品に係る離隔距離の基準を追加し、その距離は、従前から定められている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の距離とすることとする。

- (3) 規定の整備（別表第3 電気調理用機器の項関係）

「電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器」については、従来から機器の種別にかかわらずこんろ部分の発熱体の種類に応じた離隔距離を規定していたことから、別表第3において、これらを電気調理用機器に統合する。

3 施行期日

平成28年4月1日